プログラム参加規約

この参加規約(以下「本規約」といいます)は、鳴門市及び株式会社 HIROKA(以下、「主催者」といいます)が主催し、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズが IT 課題解決運営サポートをする、以下に定めるプログラム(以下、「本プログラム」といいます)へ応募及び参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

<対象となる本プログラム>

- ・本プログラム名:うず Co-creation
- ·参加募集締切:令和7年11月21日(金)
- ・主催者:鳴門市、株式会社 HIROKA
- ・協力企業:株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズ(IT 課題解決運営サポート)

1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- (1)「参加者」とは、本プログラムへの応募資格を満たしている者のうち、本規約に同意して本プログラムへの参加を申し込み、主催者が参加を認めた企業または個人をいいます。
- (2)「協力企業」とは、本プログラムにおける参加者の事業提案の実現可能性を検討し、可能な場合は事業化のために IT による課題解決支援のサポートを実施する企業をいいます。
- (3)「主催者等」とは、主催者、協力企業を総称していいます。
- (4)「提案」とは、参加者が本プログラムの目的を満たすために考案・作成して提出した一切の提出物(媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェア及びプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません)をいい、事前提出するものとプログラム当日に提出するものを問いません。
- (5)「参加者の権利」とは、参加者が本プログラムに参加する以前から保有していた著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条所定の権利を含みます)、特許権、実用新案権、意匠権、 ノウハウ等その他一切の権利(以下、「知的財産権等」といいます)をいいます。

2. 本プログラムの目的

(1) 本プログラムは、主催者等及び参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共に事業アイデアを創出し、自らの知識・技術等を提供し合いながら、新規商品や事業開発、イノベーションを創出することを目的としています。

(2) 主催者等は、本プログラムの受付終了後、提案内容に基づき、評価・選定を行います。 なお、評価・選定に関する判断の理由及び個別の採否に関するお問い合わせには一切対応 しないものとします。

3. 提案に含まれる知的財産権等について

参加者の提案は、評価・選定を目的として主催者等に共有されます。提案に含まれる知的 財産権等については、以下に定めるとおりとします。

- (1) 提案に含まれる参加者の権利は、参加者に留保されるものとします。
- (2) 参加者は、提案の中に参加者の権利を含める場合は、主催者等の利用または実施を可能とするに十分な許諾を行うものとします。
- (3) 参加者は、提案の中に参加者以外の第三者に帰属する知的財産権等を含める場合には、主催者等の利用または実施を可能とするに十分な権利処理を行うものとします。
- (4) 参加者は、提案の中に自己が利用する権原を有しない第三者の知的財産権等及び営業秘密を含めることはできません。
- (5) 本プログラムにおいて新たに生じた知的財産権等(主催者等と参加者が共同で発生させた知的財産権等を含みます。)の帰属については、主催者等及び参加者において協議するものとします。なお、当該知的財産権等を提案に含める場合、本項(2)に準じて取り扱うものとします。
- (6) 本項(1)にかかわらず、参加者は主催者等の事前の承諾なしに主催者等の提供した素材、 商標及び商号が含まれる状態で提案を第三者に開示(インターネット上での開示を含み ます。)してはなりません。
- (7) 参加者及び主催者等は、相手方より開示を受ける営業上または技術上の情報のうち、相手方が秘密である旨を明示して開示した情報を秘匿する義務を負い、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示(インターネット上での開示を含みます。)してはなりません。
- (8) 参加者は、提案の中に、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、わいせつなもの、違法行為や反社会的行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等もしくはその他の権利を侵害するものまたは公序良俗に反するものを含めてはなりません。

4. 提案の事業化について

(1) 主催者は、参加者間及び、協力企業から事業化の申し入れがあった場合には、提案の事業化に必要なライセンスの付与及び必要な情報の開示等、参加者間及び、協力企業から申し入れのあった事項について、誠意をもって対応可否を検討するものとします。最終的なライセンス付与や情報可否に関しては、参加者及び、協力企業との協議の上で決定することといたします。

- (2) 参加者と協力企業とは、提案の事業化に必要な使用許諾、実施許諾、実証実験及び開発に関する契約などが必要な場合はプログラム終了後 別途協議を続けるものといたします。
- (3)本プログラムの参加により、提出いただいた全ての提案の事業化の実現が保証されるものではありません。

5. 広報等の利用

主催者等は、提案の概要や本プログラムに関する取り組みの様子(記録写真等を含みます。)を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト(SNS を含みます。)やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。

ただし、宣伝販促物を構成する提案の概要及び写真等について権利を有する参加者から 事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者と協議するものと します。

6. 個人情報の取り扱い

本プログラムの参加申込の際に登録した個人情報は、主催者等が、以下の定めに従って、 それぞれ取得及び管理するものとします。

<鳴門市個人情報保護制度>

https://www.city.naruto.tokushima.jp/shisei/jorei/johokokai/hogo_gaiyo.html

7. 規則・指示等の遵守

参加者は、本プログラムが行われる施設(以下、「本施設」といいます)の設備、機械、装置、工具等の利用その他の本施設の利用について、本施設の管理者、主催者等の規則・指示等に従うこととします。参加者が、故意または過失により本施設内の設備、機械、装置、工具等に損傷を与えた場合、その修理・取替費用等を負担していただく場合があります。

8. 責任

- (1) 主催者等の故意または重過失により、参加者が損害を被った場合、当該有責当事者が当該参加者に対し、当該損害(直接かつ通常の損害に限定され、逸失利益および弁護士費用を含みません)を賠償するものとします。なお、主催者等は本項に定める以外の責任を負わないものとします。
- (2) 参加者が、本プログラムの参加に際し、主催者等または他の参加者に損害を与えた場合、 当該参加者はその損害を賠償するものとします。また、参加者が本規約に違反したことに より第三者との間で生じたクレーム・紛争については、当該参加者と当該第三者との間で 処理・解決するものとし、主催者等は、一切の責任を負わないものとします。

9. 反社会的勢力排除

参加者は、反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、反社会的勢力、その他これに準ずる者を 意味します。以下同じ。)に現在および将来にわたって該当しないこと、ならびに、資金提 供その他の行為を通じて反社会的勢力等の維持、運営または経営に協力もしくは関与する こと等により反社会的勢力等との何らかの交流または関与を現在および将来にわたって行 わないことを表明し、保証します。

10. 規約違反

参加者が、本規約の定めに違反したと主催者が判断した場合、主催者は、当該参加者に対し、本プログラム参加の拒否または取消しを行うことができるものとします。

11. 本プログラムの中止

主催者は、天災その他の原因で、本プログラムの運営上やむを得ない場合には、参加者に 事前の通知なしに本プログラムを中止、中断又は修正(内容変更を含みます。)することが できるものとします。

12. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、各当事者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

以上